

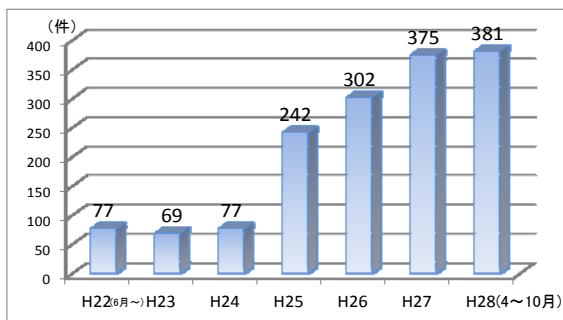
ひらか 連携ニュース

当院では、患者さんが退院直後から適切な療養環境で必要な介護サービスを受け、安心して療養生活を送れるよう、介護支援連携指導を通して、ケアマネジャーとの連携を図っています。年々、介護支援連携指導料の算定件数が増加しており、当院においても医療と介護の連携が進んでいます。

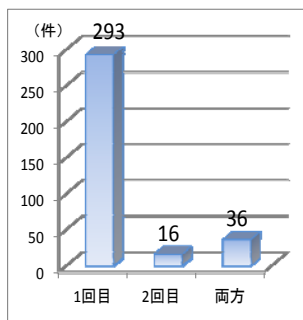
今回は、当院の介護支援連携指導料の算定状況についてご報告します。

介護支援連携指導料の算定状況

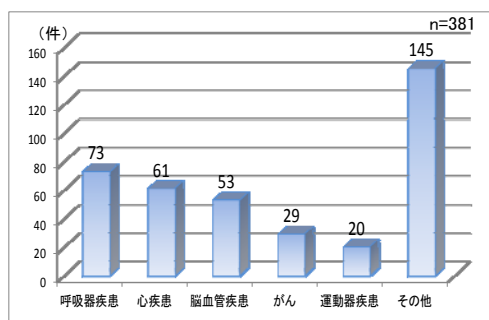
※ 地域医療連携室集計データ



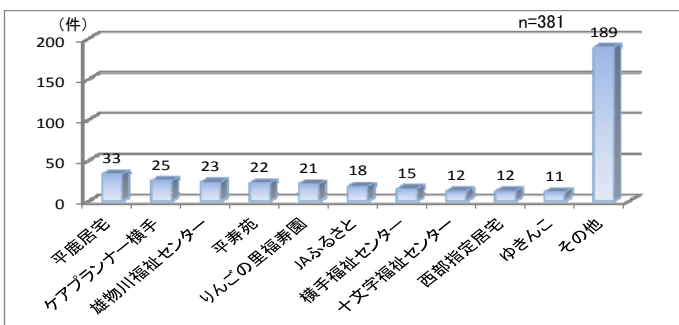
1. 年度別:平成22~28年度(4~10月)



2. 回数別:平成28年度(4~10月)



3. 疾患別:平成28年度(4~10月)



4. 事業所別:平成28年度(4~10月)

介護支援連携指導料 400点 平成22年診療報酬改定にて新設

入院中の患者に対して、患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて**導入が望ましい介護サービス**や**退院後に利用可能な介護サービス**等について説明および指導を行った場合に、入院中2回に限り算定する。

初回の指導… 地域で**導入可能な介護サービス**や**要介護認定の申請手続き**、適切な**療養場所の選択**について

2回目の指導…**ケアプランの原案**作成に資するような**情報収集**や**指導**

ちょっと待って！

**患者さん・ご家族へお渡しする前に
もう一度、指導書の見直しを！！**

- 記入漏れはありませんか？
 - ・ 主治医の診療科(救急科になってない?)
 - ・ 病棟名
 - ・ ケアマネジャーの事業所名
- ケアマネジャーのサインは自筆ですか？
- 看護師等から、介護サービスの利用に関する説明は済みましたか？

※ **介護支援連携指導の目的は、
介護サービスに関する情報共有です！**

- ケアマネジャーの介護保険の申請手続きの説明は、新規ですか？区分変更ですか？
- カルテへの記載** は済みましたか？



患者さんの退院後の医療上、生活介護上の問題をケアマネさんと共有し、ニードに適したケアプランの作成につなげましょう！